科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月20日現在

機関番号: 12102

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K03237

研究課題名(和文)個人情報の不正取得・漏えいに関する法制度及び運用状況の各国比較

研究課題名(英文)Comparative legal and operational study on illegal data collection and data

研究代表者

石井 夏生利 (Kaori, Ishii)

筑波大学・図書館情報メディア系・准教授

研究者番号:00398976

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

ある制度とするためにも、本テーマを検討しておく意義は大きい。

研究成果の概要(和文):本研究では、EUの一般データ保護規則におけるデータ侵害通知法制、EU及びアメリカのデータブローカーの活動状況、カナダ及びアメリカのデータ侵害通知法制、欧米のデータ流出事案などについて調査を行い、国際会議での発表、論文の公表等を通じて成果を公表した。また、派生的論点としてのデータ・ポータビリティ権に関する調査も行うことができた。日本では、2015年の法改正時に、いわゆる名簿屋に対する規制が導入されたものの、データ侵害通知法制は実現しなかった。しかし、2018年度後半以降、個人情報保護法改正が再度検討される中で、データ侵害通知制度の導入可能性が生じている。

研究成果の学術的意義や社会的意義個人は、日常的に様々な事業者のサービスを受けざるを得ず、その過程で提供する自らの個人情報について、不正な取得や漏えいを未然に防止させることはできない。個人情報保護法の改正によってどこまでの対処が可能であるかは不透明であるが、法改正がなされても効果的な運用が実現しない限り、被害を軽減することは容易ではない。2014年にIT総合戦略本部が公表した「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」は、個人情報の取扱い全般を規律する個人情報保護委員会(独立の第三者機関)を設けることを謳っている。第三者機関を実効性

研究成果の概要(英文): This research conducted the following studies: data breach notification provisions in the General Data Protection Regulation (GDPR), State laws in the United States, mandatory data breach reporting requirements in Canada; data brokers' activities in the EU countries and the United States; data breach cases in those jurisdictions. Also the right to data portability was encompassed in this research as a derivative discussion issue. Japan did not enacted mandatory data breach reporting provision in the amendment of the Japanese Personal Data Protection Act in 2015. However, the reporting system might be introduced in the next amendment, which is supposed to be done in three years from the full operation coming into force.

研究分野: 情報法

キーワード: プライバシー 個人情報 情報漏えい 不正取得

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

日本では、2014 年 7 月にベネッセコーポレーションから約 3,500 万件の顧客情報が漏えいする事件が発生し、社会の注目を集めた。この事件では、業務委託先の元派遣社員が個人情報を自身のスマートフォンにコピーし、名簿事業者 3 社に販売し、不正競争防止法違反で逮捕された。

日本では、2003年5月に「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が制定された。 同法は社会一般の個人情報保護意識を向上させるのに寄与したといわれているが、情報漏えい 事件は後を絶たない。同法制定前には、1999 年に宇治市のアルバイト従業員が、約 22 万件の 住民基本台帳データを自身のコンピュータのハードディスクにコピーして名簿業者に販売した 事例が発生した。この事件では住民が民事訴訟を提起し、最高裁まで争われたが、総額1万5,000 円の損害賠償が認容されるにとどまった。アルバイト従業員の行為は、自己のハードディスク に情報をコピーするというものであったため、窃盗罪で処断することができず、不起訴処分と なった。同法施行後は Yahoo!BB からの顧客情報大量漏えい事件が発生した。この事件では、 BB テクノロジーの業務委託先の元派遣社員が、インターネット化でのパソコンから顧客デー タベースにアクセスし、1,000万件を超える顧客情報を不正に取得した。2007年の大阪高裁判 決において、1 人あたり 6,000 円の賠償が命じられるにとどまった。早稲田大学講演会名簿提 出事件では、早稲田大学が江沢民前国家主席の講演会に参加した学生の名簿を警察に提供した ことが問題となった。最高裁判所は、2003年の判決において、「上告人らが任意に提供したプ ライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らの プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」と判示したが、差戻控訴審で認めら れた賠償額は 5,000 円であった。センシティブな情報との関係では、2002 年に発生した東京ビ ューティーセンター(TBC)からの情報漏えい事件がある。漏えい情報の中には、氏名・住所・ 電話番号・スリーサイズ等が含まれていた。2007年の大阪高裁判決は3万5,000円ないしは2 万 2,000 円の賠償を認めた。センシティブ情報が漏えいしたことが賠償額に影響したものの、 少額であることに変わりはない。以上のほか、2009 年には神奈川県の県立学校生に関する約 11 万人分の個人情報が、再々委託先の従業員のコンピュータから漏えいした事故、2011 年に は三菱 UFJ 証券から約148万人の個人情報が漏えいした事故などが発生している。

個人情報の不正取得・漏えい事件が発生する都度問題となるのは、個人情報保護法の不備である。以上の各事件においては、刑法、不正アクセスの禁止等に関する法律、不正競争防止法、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)に基づく対応が行われてきた。刑法は 2011 年に改正され、いわゆるウイルスの作成・供用等を処罰する規定が設けられ、不正アクセス禁止法についても、2012 年に法定刑を上げる等の改正がなされた。不正競争防止法は 2009 年に改正され、営業秘密の領得自体への刑事罰が導入された。しかし、これらの法律は、個人情報の取扱いを直接に規律対象とするものではない。他方、個人情報保護法自体は、個人情報の取得への厳格な規制を設けておらず、不正な取得や漏えいに関与した従業員や、その情報を譲り受けた名簿業者等への規制を設けていない。個人情報保護法は間接罰形式を採用しており、もとより罰則の仕組みが緩やかである。加えて、同法に違反した事業者に対しては、主務大臣による勧告事案はあるものの、命令、さらには罰則まで下された事案は存在しない。

2014年6月24日には、IT総合戦略本部から「パーソナルデータの利活用に関する制度 改正大綱」が公表され、個人情報保護法を改正するための大枠が示された。同大綱では、 いわゆる名簿屋対策は継続的な検討課題として先送りする方針が示されたが、その直後に ベネッセ事件が発生し、名簿屋対策が改正事項として急浮上した。

個人情報の不正取得・漏えいは、単にその行為自体が個人のプライバシーを侵害するのみならず、二次的被害としてのなりすまし、ストーカー被害、プロファイリングなど、様々な問題を生じさせる。また、個人情報は企業の重要な情報資産ないしは営業秘密でもあり、その喪失は多大な経済的損失をもたらす。他方、名簿業者は、得た情報をクリーニングして再販売するなどしており、個人情報の販売手法は複雑化している。

日本の個人情報保護法制は、個人情報保護の先進国といわれる欧州や、プライバシー権の提唱国であるアメリカと比較すると、20年以上の遅れを取って実現した。このことから、個人情報の不正な取得や漏えい事案に関しても、諸外国の動向を調査することで効果的対処への示唆を得られると考えられる。しかし、個人情報保護制度全般の実態調査や監督機関の制度一般に関する報告書等(消費者庁「諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会・報告書(平成 22 年度)等」)は存在するものの、個人情報の不正な取得、情報漏えいに対処するための法制度やその運用実態について包括的に調査し、分析を加えたものは存在しない。

2 . 研究の目的

本研究の目的は、個人情報の不正取得・漏えいに関する法制度及び運用状況の各国比較を行うことにある。本研究では、大規模な個人情報の不正取得・漏えい事件が発生し、個人の自己防衛が不可能な状況において、 個人情報保護法の先進国であるフランス、ドイツ、イギリス、プライバシー権の提唱国であるアメリカを中心に、ここ数年間に発生した個人情報の不正取得・漏えい事故の状況、データブローカーの実務の実態、 かかる事故及びデータブローカー

に対処するための法制度の詳細、 事故発生時の法執行の実態を調査することを通じて、制度 及び運用の両面から、個人情報の不正取得・漏えいに対処するための最善の法的対応策を明ら かにする。

3.研究の方法

本研究では、欧州への訪問調査、国際学会での研究発表と意見交換、情報漏えい等の事故及びデータブローカーに対処するための国内外の法制度の詳細、法執行の実態等についての文献調査を行う。

4. 研究成果

本研究を行う過程では、EU 諸機関への訪問、情報処理国際連合の会議への出席等を通じて、個人データの不正取得、漏えいに関する国際的な議論状況等を調査した。

2015 年度は、EU の個人情報保護法に相当する EU の一般データ保護規則(General Data Protection Regulation, GDPR)の採択に向けた議論が進められていた。この年度には、EU 諸機関への訪問調査を行い、データ侵害通知の制度に関しては EU がアメリカを参考にしたこと、大規模な情報漏えいが発生しているのは EU 各国よりもむしろアメリカであること、データブローカーのマーケットは EU 各国では発達していないことなどが明らかとなった。また、法的概念として「データブローカー」は存在せず、あくまで個人情報保護の文脈では「管理者」に該当するか否かが重要であるとのことであった。英国の監督機関である情報コミッショナーの事務所(Information Commissioner's Office)での調査によると、英国でも情報漏えい事件は発生しており、マーケティング目的で個人情報を取引するデータブローカーに対する執行を行っている等の説明があった。悪質な事例では、携帯電話や SIM カードを盗んで 10 万件の電話をかけた後に廃棄するといった事例があり、そのような場合には刑事法的な対応を行っているということであった。日本では、個人情報保護法が大改正された。情報の不正取得に対しては、要配慮個人情報の取得に関する規制が強化されたものの、データ侵害通知制度は導入されなかった。

2016 年度は、サバティカル制度を利用し、カナダに滞在することとなったため、当初は研究対象に含めていなかったカナダも調査対象国に含めることとした。この年度は、情報処理国際連合(International Human Choice and Computers Conference, IFIP)の TC9 Human Choice and Computers Conference (HCC12)において、日本、米国、英国の情報漏えいに関する比較をテーマとした研究報告を行った。報告の中では、米国について、セキュリティ対策を強化する法制度の要否、データ侵害通知法に関する連邦法の必要性を検討した。英国については、データ保護法に基づく執行事例等を紹介した。日本については、データ侵害通知法の制度化の要否、制度化した場合の影響などについて論じた。研究成果は査読を経て共著論文として発表した。

本研究では、欧州各国の個別のデータ保護法制度を調査する予定であったが、2016 年 4 月に GDPR が採択され、2018 年 5 月にその適用が開始されることとなったため、GDPR の調査に注力するようになった。他方、2016 年 6 月には英国が EU を離脱することを決断したことから、GDPR が英国に適用されるか否かの判断が困難となり、英国については動向を注視することとした。

2017 年度は、前年度のカナダに関する調査結果を踏まえ、「カナダ のプライバシー・個人情報保護法」と題する論文(情報法制研究創刊号(2017 年 5 月))を発表し、その中で、カナダ連邦プライバシー法が 2015 年に新設したデータ侵害報告制度を紹介した。GDPR については、各加盟国の実施法制定が進められており、その動向を調査した。率先して立法化を実現したドイツのデータ保護法は、概ね GDPR に沿う内容であるが、義務の軽減規定を一部追加している。フランスも法案を提出しており、可決が待たれている状況であった。EU からの離脱が決まった英国も、ほぼ GDPR に沿う内容の法案を提出しているが、データ主体への侵害通知に関しては、他の法益を保護する上で必要な場合に関する例外を設けている。以上のように、2018 年度は、GDPR に基づくデータ侵害通知の規定を整理した成果を公表するとともに、各国の立法対応の状況を継続調査した。なお、各国の実施法案は、2018 年 5 月の適用開始に間に合わせる形で、多くの国が立法化を実現させた。

2018 年度は、前年度に引き続き、データ侵害通知に関する EU の動向を調査し、「法の支配」(日本法律家協会)の中で、「EU データ保護指令と EU 一般データ保護規則」と題する論文を発表した。データ侵害通知は、GDPR で新たに導入された制度であることから、論文中では、旧法である 1995 年データ保護指令との制度的比較を行いつつ、立法化の必要性を踏まえた執筆を行った。また、この年は Facebook によるデータ流出問題が社会的な関心を集めた。NBL(New Business Law)第 1121 号(2018 年 5 月 1 日)の巻頭言の中で、法執行状況などにも触れつつ問題状況を整理した。また、情報漏えいに関する派生的論点として、データ・ポータビリティに関する調査を行い、同年 9 月には、IFIP の HCC13 に参加して調査結果を報告した。成果は査読付き論文として公表している。データ・ポータビリティ権に対して、データの移転を容易にすることで、個人の効果的な選択を保障するという側面に着目されがちであるが、ポータビリティを高めることは、不正な漏えいのリスクを高まるという副作用も生じさせる。そうした点に言及しつつ、データ・ポータビリス

ティ権を巡る比較法的分析を行った。加えて、2019 年夏頃を目処に、GDPR に関する共著本の出版を予定している。その中では、GDPR の情報セキュリティとデータ侵害通知制度に関する制度及び解釈、さらには情報の不正取得に対するフランスの法執行などの調査結果を発表する予定である。

本研究テーマとの関係では、日本におけるデータ侵害通知法制の立法化が主な論点となるが、2018 年度後半に以降、個人情報保護法の改正が改めて検討され、データ侵害通知制度の導入可能性が生じている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

石井夏生利、EU データ保護指令と EU 一般データ保護規則、法の支配、査読無、第 192-2 号、2019 年、 $2 \sim 18$ 頁。

<u>Kaori Ishii</u>, Discussions on the Right to Data Portability from Legal Perspectives, This Changes Everything; ICT and Climate Change: What Can We Do? (Kreps D., Ess C., Leenen L., Kimppa K. (eds.)), IFIP Advances in Information and Communication Technology, Peer reviewed, Vol.537, 2018, 338-355.

石井夏<u>半利</u>、カナダのプライバシー・個人情報保護法、情報法制研究、査読無し、創刊号、2017 年、12~28 頁。

<u>石井夏生利</u>、個人情報保護をめぐる世界的潮流、現代消費者法、査読無し、第 35 号、2017年、118~123 頁。

<u>Kaori Ishii</u>, Taro Komukai, Comparative Legal Study on Data Breach among Japan, the U.S. and the U.K., Technology and Intimacy: Choice or Coercion (Kreps D., Fletcher, G., Griffiths M., (eds.)), 12th IFIP TC9 Human Choice and Computers Conference, Peer reviewed, Vol.474, 2016, 86-105.

藤井秀之(研究協力者)「日米欧のセキュリティ侵害法制度に関する考察」InfoCom REVIEW、査読あり、第 66 巻、2016 年、68~87 頁。

[学会発表](計2件)

<u>Kaori Ishii</u>, Discussions on the Right to Data Portability from Legal Perspectives, IFIP TC9 Human Choice and Computers Conference (HCC13), 2018.

<u>Kaori Ishii</u> and Taro Komukai, Comparative Legal Study on Data Breach among Japan, the U.S. and the U.K., IFIP TC9 Human Choice and Computers Conference (HCC12), 2016.

[図書](計1件)

石井夏生利、新版 個人情報保護法の現在と未来、勁草書房、2017年、528 頁

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

- 6.研究組織
- (1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

研究協力者氏名:中島美香 ローマ字氏名:NAKASHIMA, Mika 研究協力者氏名:藤井秀之 ローマ字氏名: FUJII Hideyuki

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。